

議員提出議案第 1 1 号

「協同労働の協同組合法」の早期制定を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条及び狭山市議会会議規則第 1 4 条の規定により、標記のことについて別紙のとおり意見書を提出する。

平成 2 1 年 6 月 2 2 日

狭山市議会議長 中 村 正 義 様

提出者	狭山市議会議員	磯 野 和 夫
賛成者	同	小谷野 剛
	同	三 浦 和 也
	同	田 中 寿 夫
	同	田 村 秀 二
	同	渡 辺 智 昭
	同	大 沢 えみ子
	同	吉 沢 永 次

「協同労働の協同組合法」の早期制定を求める意見書

今日、日本社会が構造的に変動する中で、労働環境にも大きな変化が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増大が社会問題となっている。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は一体であり、働く機会が得られないことで労働環境の問題は深刻さを増し、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」など新たな貧困が広まっている。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体が、地域の課題を地域住民自らが解決することを目指し、事業展開している。このひとつである「協同労働の協同組合」は働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす活動を続けている。しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体としての活動に制限があることや、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものである。

よって、国において、社会の実情を踏まえ、「協同労働の協同組合法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日

埼玉県狭山市議会

衆議院議長 河野 洋平 様
参議院議長 江田 五月 様
内閣総理大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 佐藤 勉 様
厚生労働大臣 舛添 要一 様
経済産業大臣 二階 俊博 様